

社会福祉法人こーぷ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人こーぷ福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第三条 理事及び監事が理事会に出席したとき、または、監査業務を行ったときは、次により報酬を支払うことができる。また、施設の職員を兼務する役員は、当該就業規則を適用する。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	2,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	2,000 円

※尚、それぞれの旅費交通費は実費弁済する。

第四条 本規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成二九年三月二五日より適用する。